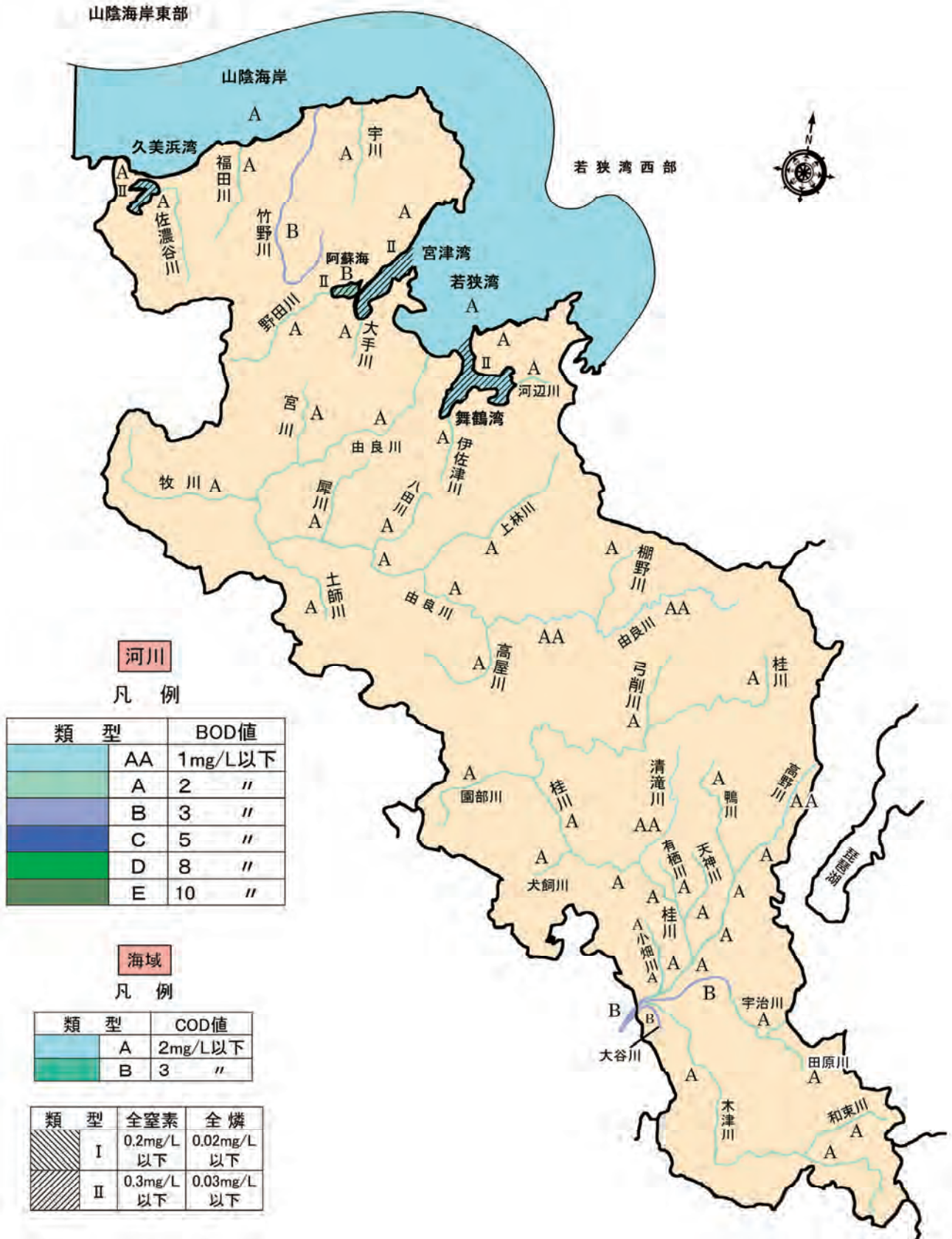


資料 1 公共用水域の水質保全

(1) 環境基準の類型指定状況



(2) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

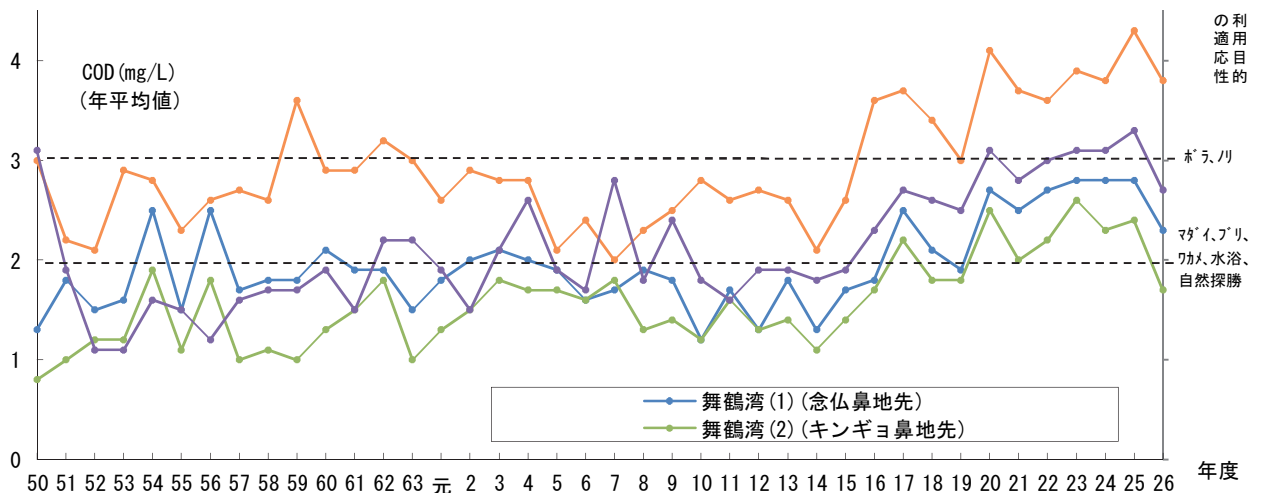
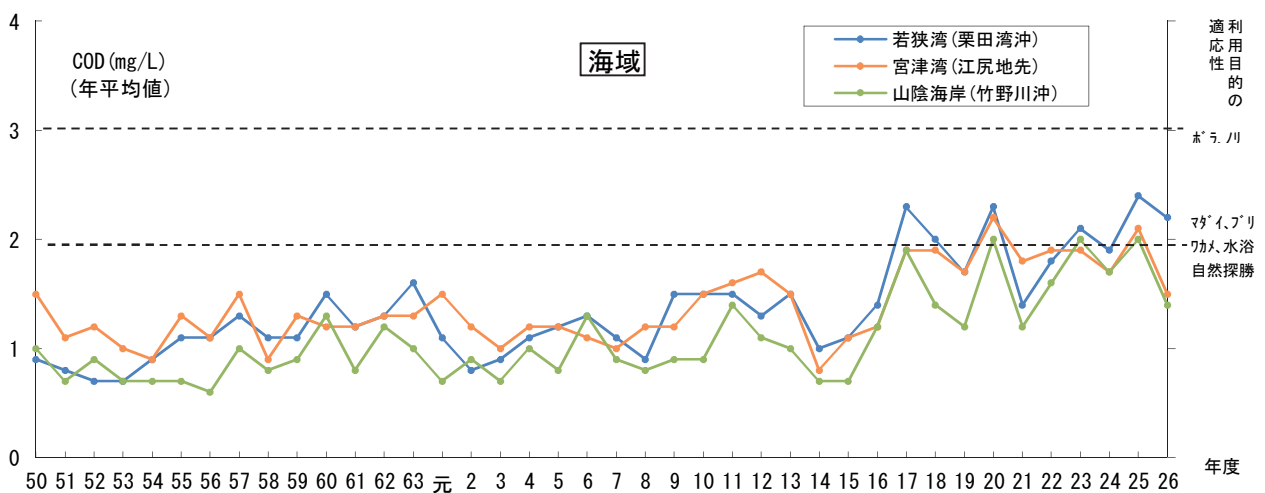
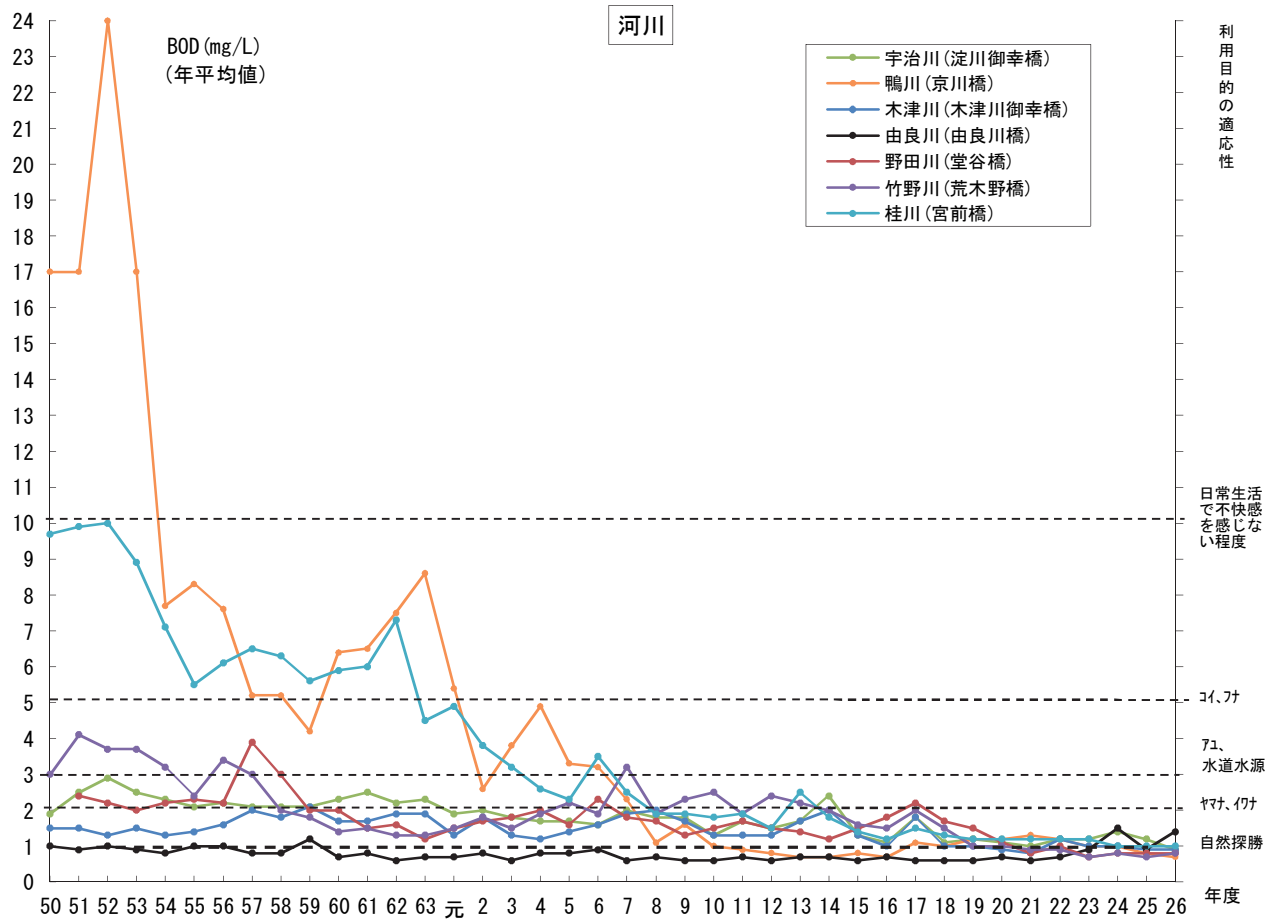
海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生植物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

(3) 公共用水域の水質状況



(4) 排水基準等

下水道終末処理施設からの放流水に係る排水基準(有害物質以外のもの)

項目(単位)	法令		水質汚濁防止法 (排水基準を定める環境省令)			水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例 (平成9年3月14日一部改正)				京都府環境を 守り育てる条 例	下水道法(放 流水の水質の 技術上の基 準)		
	適用区域 (放流水排出先)		海域及 び湖沼 以外	海域	湖沼	桂川上流、淀川・ 宇治川流域及び 木津川水域		安曇川及び 神崎川水域				舞鶴湾、阿蘇海 及び久美浜湾水 域	
	新設・既設の別					新設 (昭和 50年11 月1日 以降(た だし、淀 川・宇治 川流域で あって、 日量 50m3以 上につい ては、昭 和46年6 月24日 以降))	既設 (昭和 50年10 月31日 以前(た だし、淀 川・宇治 川流域で あって、 日量 50m3以 上につい ては、昭 和46年6 月24日 以前))	新設 (平成8 年4月1 日以 降)	既設 (平成8 年3月 31日以 前)			新設 (平成8 年4月1 日以 降)	既設 (平成8 年3月 31日以 前)
水素イオン濃度	5.8~ 8.6	5.0~ 9.0	5.8~ 8.6	—	—	—	—	—	—	★	5.8~ 8.6※2		
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	160 (120)	★	★	25 (20)	(20)	25 (20)	(20)	★	★	★	(*) ※2		
化学的酸素要求量 (mg/L)	★	160 (120)	160 (120)	★	★	★	★	25 (20)	(20)	★	◎		
浮遊物質 (mg/L)	200 (150)	200 (150)	200 (150)	90 (70)	(70)	90 (70)	(70)	90 (70)	(70)	★	(40) ※2		
ノルマルヘキサ ン抽出物 質	(鉱油類) (mg/L)	5	5	5	—	—	—	—	—	★	◎		
	(動植物油脂類) (mg/L)	30	30	30	20	—	20	—	★	★	★	◎	
フェノール類 (mg/L)	5	5	5	1	1	1	1	★	★	★	◎		
銅 (mg/L)	3	3	3	—	—	—	—	—	—	★	◎		
亜鉛 (mg/L)	2	2	2	—	—	—	—	—	—	★	◎		
溶解性鉄 (mg/L)	10	10	10	—	—	—	—	—	—	★	◎		
溶解性マンガン (mg/L)	10	10	10	—	—	—	—	—	—	★	◎		
クロム (mg/L)	2	2	2	—	—	—	—	—	—	★	◎		
大腸菌群数 (個/ml)	(3000)	(3000)	(3000)	—	—	—	—	—	—	★	(3000) ※2		
全窒素 ※1 (mg/L)	120 (60)	120 (60)	120 (60)	—	—	—	—	—	—	★	(*) ※2		
全燐 ※1 (mg/L)	16 (8)	16 (8)	16 (8)	—	—	—	—	—	—	★	(*) ※2		
ニッケル (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	◎		

備考

1 「★」は排水基準の適用がないこと、「-」は排水基準の規定がないこと、「※」は下水の放流先の河川その他の公共用水域又は海域の状況等を考慮して公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定める計画放流水質、「◎」は排水基準を定める環境省令、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例又は京都府環境をを守り育てる条例に基づく基準値、()の数値は日間平均による基準値を示す。

2 ※1は、舞鶴湾、阿蘇海、宮津湾、久美浜湾及び瀬戸内海並びにこれらの海域に流入する公共用水域に排出される排出水に適用される。

3 ※2は、雨水の影響の少ないときの基準。なお、合流式の下水道の降雨による雨水の影響の大きい時(1降雨の総降雨量が10mm以上30mm以下の降雨の時の)の基準は、「各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値:5日間につき40mg/L」

下水道終末処理施設からの放流水に係る排水基準(有害物質)

項目(単位)	法令 適用水域 新設・既設の別 排水量 (m ³ /日)	水質汚濁防止法(排水基準を定める環境省令)	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例 (平成27年3月20日一部改正)				下水道法 (放流水の水質の技術上の基準)
			桂川上流、淀川・宇治川及び木津川水域		安曇川、神崎川、舞鶴湾、阿蘇海及び久美浜湾水域		
			新設(昭和50年11月1日以降)	既設(昭和50年10月31日以前)	新設(平成8年4月1日以降)	既設(平成8年3月31日以前)	
				2,000以上		2,000以上	
カドミウム	(mg/L)	0.03	—	—	—	—	◎
シアン	(mg/L)	1	0.5	0.5	0.5	0.5	◎
有機燐	(mg/L)	1	0.5	0.5	0.5	0.5	◎
鉛	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
六価クロム	(mg/L)	0.5	0.25	0.25	0.25	0.25	◎
砒素	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
総水銀	(mg/L)	0.005	—	—	—	—	◎
アルキル水銀		検出されないこと。	—	—	—	—	◎
PCB	(mg/L)	0.003	—	—	—	—	◎
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.3	—	—	—	—	◎
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2	—	—	—	—	◎
四塩化炭素	(mg/L)	0.02	—	—	—	—	◎
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04	—	—	—	—	◎
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1	—	—	—	—	◎
シス1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4	—	—	—	—	◎
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3	—	—	—	—	◎
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06	—	—	—	—	◎
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02	—	—	—	—	◎
チウラム	(mg/L)	0.06	—	—	—	—	◎
シマジン	(mg/L)	0.03	—	—	—	—	◎
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2	—	—	—	—	◎
ベンゼン	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
セレン	(mg/L)	0.1	—	—	—	—	◎
ほう素	(mg/L)	陸水域 10 海域 230	—	—	—	—	◎
ふっ素	(mg/L)	陸水域 8 海域 15	—	—	—	—	◎
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	(mg/L)	100 ※1	—	—	—	—	◎
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.5	—	—	—	—	◎
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10 ※2	—	—	—	—	◎

備考

1 「—」は排水基準の規定がないこと。「◎」は排水基準を定める環境省令に基づく基準値を示す。

2 ※1は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

3 ※2は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準

下水道への下水の排除基準

下水道法		第11条の2	第12条	第12条の2	第12条の11
内容		使用開始等の届出を要する下水の水質	除害施設の設置等に関する基準	特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準	除害施設の設置等に係る下水の水質の基準
項目(単位)	下水道法施行令	第8条の2	—	第9条の4	第9条の10
カドミウム	(mg/L)	0.03以下	—	0.03以下	0.03以下
シアン	(mg/L)	1以下 ※	—	1以下 ※	1以下 ※
有機燐	(mg/L)	1以下 ※	—	1以下 ※	1以下 ※
鉛	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
六価クロム	(mg/L)	0.5以下 ※	—	0.5以下 ※	0.5以下 ※
砒素	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
総水銀	(mg/L)	0.005以下	—	0.005以下	0.005以下
アルキル水銀		検出されないこと。	—	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	(mg/L)	0.003以下	—	0.003以下	0.003以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.3以下	—	0.3以下	0.3以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2以下	—	0.2以下	0.2以下
四塩化炭素	(mg/L)	0.02以下	—	0.02以下	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04以下	—	0.04以下	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1以下	—	1以下	1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4以下	—	0.4以下	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3以下	—	3以下	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06以下	—	0.06以下	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02以下	—	0.02以下	0.02以下
チウラム	(mg/L)	0.06以下	—	0.06以下	0.06以下
シマジン	(mg/L)	0.03以下	—	0.03以下	0.03以下
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2以下	—	0.2以下	0.2以下
ベンゼン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
セレン	(mg/L)	0.1以下	—	0.1以下	0.1以下
ほう素	(mg/L)	陸水域 10以下 海域 230以下	—	陸水域 10以下 海域 230以下	陸水域 10以下 海域 230以下
ふっ素	(mg/L)	陸水域 8以下 海域 15以下	—	陸水域 8以下 海域 15以下	陸水域 8以下 海域 15以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.5以下	—	0.5以下	0.5以下
フェノール類	(mg/L)	5以下	—	5以下	5以下
銅	(mg/L)	3以下	—	3以下	3以下
亜鉛	(mg/L)	2以下	—	2以下	2以下
溶解性鉄	(mg/L)	10以下	—	10以下	10以下
溶解性マンガン	(mg/L)	10以下	—	10以下	10以下
クロム	(mg/L)	2以下	—	2以下	2以下
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10以下	—	10以下	10以下
			施行令第9条	施行令第9条の5	施行令第9条の11
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	(mg/L)	125未満		380未満(125未満)	380未満(125未満)
水素イオン濃度		5.7を超え8.7未満	5以下又は9以上	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	300未満	—	600未満(300未満)	600未満(300未満)
浮遊物質	(mg/L)	300未満	—	600未満(300未満)	600未満(300未満)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	5以下	5を超えるもの	5以下	5以下
	(動植物油脂類)	30以下 ※	30を超えるもの	30以下 ※	30以下 ※
全窒素	(mg/L)	150未満	—	240未満(150未満)	240未満(150未満)
全燐	(mg/L)	20未満	—	32未満(20未満)	32未満(20未満)
温度	(℃)	40未満	45以上	—	45未満(40未満)
沃素消費量	(mg/L)	220未満	220以上	—	—
その他横出し項目		—	—	—	★

備考

1 下水道法施行令第9条、第9条の5、第9条の11は、公共下水道管理者が定める条例の基準として示されたものであり、実際に適用される数値については、それぞれ該当する条例を参照のこと。

2 ()内の数値は製造業又はガス供給業の用に供する施設から排出される下水に対して公共下水道管理者が条例により施行令の基準より厳しいものとする場合の基準として示されたものであり、実際に適用される基準については、それぞれ該当する条例を参照のこと。

3 「※」は、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例による上乗せ基準があることを示す。上乗せ基準の数値は、前ページの表を参照のこと。

4 「★」は、水質汚濁防止法上は規制の対象となっていないが、BODに類似する項目及び大腸菌群数を除き、地方公共団体の横出し条例により下水道終末処理場からの放流水について基準が定められた場合、その項目と数値を条例で定めることができるもの